

五

方募

入価・別債行争非者特国札非
格行札格第参市及入価・別債発競
競發競II加場び札格第参市行争
争額行争非者特国發競I加場入
入価法入
札格決
發競定
行争の

額面金額で二兆千九百三十九億
込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内參額募応
りに加を額募
當お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りりい

争市る参てしび価一を場で競
入場も加、た価格國定特あ争
札特の者財後格競債め別つ入
発別にご務に競争市る参て札
行参よと大行争入場も加、と
一加るに臣われ札特の者財同
と者発応がれ札發別にご務時
い・行募各の行参よと大に
う第へ限國入募一加るに臣行
。II以度債入と者発応がわ
非下額市札のい・行募各れ
価一を場で決う第へ限國る
格國定特あ定一I以度債入
競債め別つを及非下額市札

七
イ
イ
ヤ
ヤ

二

ハ

ロ

入 価	込 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国	札 非	入	
札 格	入 価 ・ 别 債	入 価 ・ 别 債	発 競	札
發 競	札 格 第 參 市	札 格 第 參 市	行 争	發
行 争	發 競 II 加 場	發 競 I 加 場	入	行
万 二	で た 条 特	で た 条 特	で た 条 特 十 つ 定 す 八 額 た 条 特 九 つ 定 う 円	
円 兆	三 利 第 別	二 利 第 别	二 利 第 别 二 利 第 别 八 い に る 百 で 利 第 别 十 い に ち	
千	千 付 一 会	千 付 一 会	千 付 一 会 十 付 一 会 億 て 基 法 八 一 付 一 会 七 て 基	
九	五 国 項 計	二 国 項 計	、 二 国 項 計 六 国 項 計 六 は づ 律 十 兆 国 項 計 億 は づ 財	
百	百 債 の に	十 債 の に	十 債 の に 千 、 き 第 五 七 債 の に 四 、 き 政	
六	七 に 規 関	四 に 規 関	四 に 規 関 三 に 規 関 三 額 発 六 万 千 に 規 関 千 額 発 法	
十	十 つ 定 す	億 つ 定 す	億 つ 定 す 千 つ 定 す 百 面 行 十 円 九 つ 定 す 七 面 行 第	
億	五 い に る	五 い に る	円 い に る 七 い に る 九 金 し 二 、 百 い に る 百 金 し 四	
二	億 て 基 法	十 額 た 条 特	、 売 て 基 法 百 て 基 法 十 額 た 条 特 四 て 基 法 二 額 た 条	
千	円 、 づ 律	、 づ 律 万	、 づ 律 万 、 づ 律 万 で 利 第 别 十 は づ 律 十 で 利 第	
九	額 き 第	円 額 き 第	九 額 き 第 円 千 付 一 会 二 、 き 第 五 二 付 一	
百	面 発 四	面 発 四	面 発 四 三 国 項 計 億 額 発 四 万 千 国 項	
十	金 行 十	金 行 十	百 債 の に 八 面 行 十 円 五 債 の	
十三	額 し 六	額 し 六	九 に 規 関 千 金 し 六 、 百 に 規	

十 口 イ 一	十 九 八	八 二	口 ハ
發	額 振 最		
非入価發	替 低行争非者特國行争非者特國札非		
競札格行行	額 入価・別債	入価・別債	發競
争發競価	單 面	札格第參市	札格第參市行爭
入行争格日	位 金	發競Ⅱ加場	發競I加場
額上額	平す額の振	五	万三
面の面	成るの記替	万	円千
金そ金	二。整載法	円	五
額れ額	十数又の		百
百ぞ百	三倍は規		七
円れ円	年の記定		十八億
にのに	七金録に		二千九
つ応つ	月額はよ		百
き募き	二に、る		四百六
百価百	十よ最振		四十萬
円格円	日る低替		千七
十九	も額口	七百	三萬
錢	の面座	五百	七千
錢以	と金簿	十	

下は払し払平をる住にです当の出いにもに(二)
 、期た期成控所者よある該二して記の係
 次そが金と二除得又りる者國十たは載とる發
 号の銀額し十す税は算場が債を金、又し所行
 及翌行を、三るの外出合非を乗額前はて得時
 び営休支次年こ税国しに居発じか記記振税に
 第業業払の十と率法たは住行たら(一)録替がお
 十日日う算二がを人金、者時金當のさ口源い
 六にに。式月で乗が額前又に額該算れ座泉て
 号支當たに二きじ適に記はおへ金式る簿徵、
 に払ただよ十るた用當(一)外いた額にも中収そ
 おうるしり日。金を該の國てだによののきの
 いへと、算を額受非算法取し百りに口れ利
 て以き支出支(一)け居式人得、分算つ座る子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{30}{365}$$

む十式は○
 も号に、募・
 のによ払入四
 と規り込決パ
 す定算金定一
 るす出額のセ
 るしに通ン
 期た加知ト
 日金えを
 に額、受
 払を次け
 い第のた
 込二算者

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 參 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 る い 日 每
成 務 本 面 成 利 て を 年
二 大 銀 金 二 子 、 支 六
十 臣 行 額 十 を そ 払 月
三 か 百 八 支 の 期 二
年 ら 円 年 払 日 と 十
七 通 に 六 う 以 し 日
月 知 つ 月 。 前 、 及
二 を き 二 六 各 び
十 受 百 十 月 支 十
日 け 円 日 間 払 二
た 者 に 期 月
す お 十 属 に 二

$$\text{額面金額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。